

入札公告

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月9日

徳島県知事 後藤田 正純

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）
- (2) 工事箇所 鳴門市撫養町立岩（第1工区）
- (3) 工事概要 改築工事のうち建築工事一式
メインスタンド：鉄筋コンクリート造
4階建て
延べ面積約7,600m²
- (4) 施工期間 契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで
- (5) 設計金額 2,426,513千円（税抜き）
- (6) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）・建築JV）の共通事項」（以下「共通事項」という。）の2及び3に示すとおりである。
- (7) その他
- ① この工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年徳島県条例第10号）第2条の規定により、議決が必要である。
 - ② この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）での共同施工とする。
 - ③ この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 - ④ この入札は、総合評価落札方式（標準型）により執行する。総合評価に関する評価基準等は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。
 - ⑤ この入札における設計金額は、試行的に公表する。
 - ⑥ この入札は、徳島県低入札価格調査制度を適用する。低入札価格調査基準価格は落札決定後に公表する。
 - ⑦ 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に低入札調査辞退届を提出することで、開札の結果自らの入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合に低入札調査（徳島県低入札価格調査制度実施要綱第6条の規定に基づく調査）を辞退することができる（この場合、失格として扱う。）。
なお、当該低入札調査辞退届の提出がない場合、低入札調査の対象となった落札候補者の辞退は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑧ 未公表の入札情報を入手しようとした場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑨ この入札は、徳島県入札監視委員会入札適正審査部会の審議対象となる場合があるため、次に掲げる場合には、調査を行うとともに落札候補者の決定から落札者の決定までに所要の日数を要する。
 - ア 入札を行った者が落札候補者のみの場合又は予定価格の制限の範囲内で入札を行った者の中うち落札候補者以外の参加者がした入札がすべて失格又は無効となった場合
 - イ 落札候補者の入札金額が予定価格又は失格基準価格に近い場合
 - ⑩ この入札は、令和6年5月24日に公告した「徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）」の再度公告入札である。
 - ⑪ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

- (1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期間	場所等
契約条項の閲覧	令和6年7月9日（火）～ 令和6年7月24日（水）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県出納局公共入札検査課 公共入札担当

設計図書等の電子閲覧	令和6年7月9日（火）～ 令和6年7月24日（水）	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI))
設計図書等に関する質問書の提出	令和6年7月9日（火）～ 令和6年7月12日（金）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県県土整備部営繕課建築担当 ファクシミリ 088-621-2929 E-mail eizenka@pref.tokushima.lg.jp
質問書に対する回答書の電子閲覧	令和6年7月17日（水）～ 令和6年7月24日（水）	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI))

※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス(県PPI)）に掲載する。

※3：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス(県PPI)）に掲載している。

※4：紙閲覧を希望する事業者は6(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期間・日時	場所等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和6年7月10日（水） 午前8時30分～令和6年7月19日（金）午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和6年7月22日（月） 午前8時30分～令和6年7月24日（水）正午	電子入札システム
開札執行	令和6年7月25日（木） 午前10時5分	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁11階1101会議室（入札室2）

※1：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「**参加資格**」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する共同企業体であることとする。

(1) 共同企業体に関する資格要件

- ① 共同企業体の構成員数は、2又は3とする。
- ② 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねてないこと。
- ③ 各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数が2の場合は35パーセント、構成員の数が3の場合は25パーセントとする。
- ④ 共同企業体の名称は「**代表構成員名・構成員名・構成員名 鳴門総合運動公園野球場改築工事共同企業体（1）**」とすること。これ以外の名称は、無効とするので注意すること。
- ⑤ その他、共同企業体に関しては、徳島県建設工事共同企業体取扱要綱（以下「**共同企業体要綱**」という。）の規定を全て満たしていること。

(2) 全ての構成員に必要な資格要件

- ① 令和6年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「**参加資格業者名簿**」）に建設工事の種類が「**建築一式工事**」で登載されている者であること。
- ② 平成21年度以降に徳島県発注の建築工事において、入札参加実績（無効となった者を除く。）を有する者又は令和5年度までに徳島県県土整備部営繕課に指名工事種別を建築工事として指名要望を提出し受理された者であること（ただし、いずれの場合においても、この工事の開札日において指名工事種別が建築工事以外の工事としている者及び令和5年度以降に他の工事から建築工事へ指名工事種別を変更した者を除く。）。

- ③ 県内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所が県内にある者）にあっては、①の参加資格業者名簿における「建築一式工事」の年間平均完成工事高を2倍した金額が、この工事の入札金額に占める出資比率相当額以上であること。
- ④ この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。

東京都大田区羽田旭町10-11

株式会社梓設計

徳島県徳島市福島1-5-6

株式会社宮建築設計

(3) 代表構成員に必要な資格要件

- ① 建築工事業に係る建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
- ② 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の建築一式工事の総合評定値（経営事項審査結果の総合評点）が1,200点以上の者又は県内業者（建設業法上の主たる営業所が県内にある者）であり、(2)の①の参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特A級の者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号の規定による建築をいう。）工事の元請けとして、平成21年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。
- ア 1棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定による延べ面積をいう。以下同じ。）が7,600m²以上であること。
- イ 階数が4以上で、主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。
- ウ 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと。
- ※なお、建築とは、新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれないので注意すること。以下同じ。

新築：建築物のない敷地に建築物をつくること。

増築：既存の建築物に継ぎ足して建築物をつくること。（継ぎ足した部分の面積を評価）

改築：既存の建築物を解体撤去し、同じ用途、構造、階数で建築物をつくること。

移転：同一敷地内で建物を移動して建築物をつくること。

- ④ 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。

- ア 一級建築士若しくは1級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者
- イ 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）を有し、第26条第5項の規定による監理技術者講習を受講した者
- ウ 次の要件を全て満たす建築（建築基準法第2条第13号の規定による建築をいう。）工事の元請けとして、平成21年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完成し、引き渡しが完了した工事における工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、主任技術者、監理技術者補佐又は（特例）監理技術者としての施工経験を有する者であること。

なお、低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者としての施工経験は対象としない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

(ア) 1棟の延べ面積が3,800m²以上であること。

(イ) 階数が3以上で、主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。

(ウ) 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと。

エ 開札日以前において代表構成員と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

なお、この工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

- ⑤ 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

(4) 代表以外の構成員に必要な資格要件

- ① 県内業者であり、(2)の①の参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特A級の者であること。
- ② 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築士若しくは1級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者
- イ 開札日以前に当該構成員と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は**2**(2)の期間とする。

(1) 確認資料

3の入札に参加する者に必要な資格及び総合評価落札方式（**標準型**）における加算点を算出する資料とするので、次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の**5**に記載してある。

① 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体要綱様式第1号）の写し

② 入札参加資格確認票（様式1）

③ 総合評価（**標準型**）加算点等算出資料申請書

- ・落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「共同企業体名」、「構成員名」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は無効、評価基準が確認できない場合は加算点の算出を行わないものとする。

- ・配置予定技術者は、構成員ごとに最大3名まで申請できるが、代表構成員が複数の配置予定技術者を申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

- ・配置予定技術者は、開札日時点での雇用期間が1年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

④ 総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）

- ・「総合評価に関する事項」の1の②の簡易な施工計画の評価を行うための資料とするので、この点に注意して、簡易な施工計画を記載すること。

- ・『「施工上配慮すべき事項」の適切性』については、様式2に記載すること。

⑤ 総合評価（技術提案）申請書（様式4）又は（様式5）

- ・「総合評価に関する事項」の1の①の技術提案の評価を行うための資料とするので、この点に注意して記載すること。

- ・様式4（その2）、様式5いずれかの様式に記載すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の**5**に掲げる追加書類を提出すること。

5 共同企業体に関する事項に係る留意事項

(1) 構成員名の記載方法

共同企業体の名称における「構成員名」の記載方法については、共通事項の「特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（記載例）」を確認すること。

(2) 電子入札システムの入力

電子入力システム画面に表示されている「JV参加」欄へのチェック及び「企業体名称」欄への名称入力（名称については、入札公告の**3**を参照し、正確に入力すること。）を必ず行うこととする。

このチェック及び名称入力を行わずに、申請書の提出を行った場合、単体企業での申請となり、共同企業体としての申請とはならないので、入札を無効とする。

また、共同企業体名称の入力誤りについても、入札公告の**3**の共同企業体に関する資格要件を満たさないため、入札を無効とする。

6 その他

特定建設業・一般建設業の許可区分、監理技術者等の配置については、後述の＜注意事項＞を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

7 問い合わせ先

(1) 入札に關すること

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県出納局 公共入札検査課 公共入札担当（電話 088-621-2633）

(2) 入札参加資格及び工事内容に關すること

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部営繕課建築担当（電話 088-621-2608）

(3) 契約に關すること

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部営繕課長寿命化・企画担当（電話 088-621-2614）

<注意事項>

建設業法上の許可区分及び監理技術者、主任技術者の配置要件について

1 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が4,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以下「下請基準額」という。以上となる場合は、「建築工事業」に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあっては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第15条第2号イ、ロ（指定建設業を除く。）又はハに該当する者で、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有し、同法第26条第5項の規定による監理技術者講習を受講した者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

3 主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業(7業種)			その他の建設業(左記以外の22業種)		
		土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額		4,500万円以上 (建築一式7,000万円)	4,500万円未満 (建築一式7,000万円)	4,500万円 (建築一式7,000万円) 以上は契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者（3年又は5年） ③実務経験者（10年）		①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者（3年又は5年） ③実務経験者（10年）	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事）に配置される場合					
	監理技術者資格者証	必要※	不要		必要※	不要	

※専任を要する監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したものの中からこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。

また、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

※共同企業体での共同施工の場合、特定建設業者である代表構成員が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任配置する必要があります。また、全ての構成員は、国家資格を有している技術者を配置する必要があります。

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。